

○公共工事の適正な施工体制等の確認について

平成21年7月15日 建情第405号
各土木現業所あて建設部長

〔沿革〕平成22年3月31日建情第1154号、9月14日第597号、24年9月7日建情第639号、25年9月3日建管第1059号、26年9月3日建管第1073号、29年9月14日第961号改正

このことについて発注工事に係る施工体制等を確認するため、建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロール（以下「調査等」という。）について、当分の間次のとおり実施することとし、平成21年7月16日以後に入札を行う工事から適用することとしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 対象工事

建設管理部が発注する工事のうち、低入札価格調査制度を適用し調査が行われ、調査対象者が落札した工事を除く、施工体制台帳の提出を求める工事を対象とする。

2 調査等の実施等

(1) 調査等の実施時期等

各建設管理部において、9月から11月に施工中の工事の中から対象工事を抽出し、調査等を実施することとする。

なお、抽出件数等については、別途決定するものとし、対象工事を抽出した場合は、別記第1号様式により建設管理課へ報告することとする。

(2) 建設工事下請状況等調査

ア 調査対象者

元請負人と管内に契約を締結する事務所がある一次下請負人のうち1社以上を対象とする。

なお、必要に応じて警備会社、二次以下の下請負人等についても調査対象者とする。

イ 調査方法等

調査は面接により、別記第2号様式等により関係書類等を確認し実施することとし、改善指導を行った工事については、工事の進捗状況に合わせて、適宜、確認調査を行うこととする。

ウ 調査の結果通知及び報告

調査の結果については、別記第7号様式により請負人に対して通知し、指導事項がある場合は別記第7号様式別紙の提出を求めることとする。

また、調査の結果については、調査を実施した翌月末までに別記第2～5号様式を建設管理課へ送付し報告することとする。

エ 調査員

調査員は、原則として入札契約課長とする。

(3) 建設工事安全パトロール

ア 実施方法及び実施体制

「建設工事安全パトロール実施要領4及び5」によることとする。

なお、実施工事の報告については、2の(1)による別記第1号様式により行うため「建設工事安全パトロール点検現場予定一覧表」による報告は不要とする。

イ 実施結果の報告

「建設工事安全パトロール実施要領6」によることとする。

3 施行成績評定への反映

評定点の修正は、「工事施行成績評定基準第5第2項」に基づき、別記第6号様式により調査等の指導事項に対して改善報告がない、又は改善されない場合に行うこととし、「北海道請負工事施行成績評定要領別記第2号様式 5 修正評定点」欄に記入し、請負人に通知することとする。

なお、「建設工事下請状況等調査」における修正対象となる指導事項は、発注者と元請負人間

での指導事項のみとし、修正評定点は、調査等を併せて20点を上限とする。

4 請負人への周知

契約締結時に別紙「調査等の概要」を配布し、調査等の実施及び調査等の結果に基づき評定点を修正することについて、請負人に周知することとする。

5 評定点修正の報告

調査等の結果に基づき評定点を修正した場合は、別記第8号様式により建設管理課へ報告することとする。

6 その他

- (1) 調査等の処理手順については、別紙「適正な施行体制等の確認に係る調査等実施フロー図」を参考とすること。
- (2) 「建設業退職金共済制度実態調査」の実施については、平成21年9月7日付け建情第555号「建設業退職金共済制度実態調査の実施について」によるものとする。

（ 建設管理局建設情報課建設業グループ
建設管理局建設情報課工事管理グループ ）